

答申第45号

答 申

1 審査会の結論

平成27年5月11日付けで異議申立人が津市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して行った自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が平成27年5月25日付けで行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

(1) 異議申立人は、津市個人情報保護条例（平成18年津市条例第24号。以下「条例」という。）第14条の規定により、実施機関に対し、平成27年5月11日付けで次のとおり本件開示請求を行った。

ア ○○○○（平成○○年○○月○○日生、事件当時津市立○○中学校○年生）が、平成26年1月17日に複数の同級生から受けた強制わいせつ被害に関して、○○○○、保護者○○○○及び保護者○○○○が平成26年1月頃から同年7月頃にかけて、津市教育委員会に相談し、相談に基づき津市教育委員会が調査した際の相談記録及び関係者への調査記録一切

イ ○○○○（平成○○年○○月○○日生、事件当時津市立○○中学校○年生）が、平成26年1月17日に複数の同級生から受けた強制わいせつ被害に関して、○○○○、保護者○○○○及び保護者○○○○が平成26年1月頃から同年3月末頃にかけて、津市立○○中学校に相談し、相談に基づき津市立○○中学校が調査した際の相談記録及び関係者への調査記録一切

(2) 実施機関は、本件開示請求に対応する自己情報の記録については、開示請求に係る自己情報を保有していないため、本件決定を、平成27年5月25日付けで行った。

(3) 異議申立人は、平成27年7月13日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

本件不開示決定は、開示しない理由がないにもかかわらずなしたもので違法である。

4 補正命令

実施機関は、異議申立人が提出した異議申立書に、次に掲げる点で不明確な点が認められたため、異議申立人に対し、平成27年7月23日付けで補正命令を行った。

「2 異議申立てに係る処分の表示」の項中において、津市指令教第457号とありますが、津市指令教支第457号に相違ありませんか。

5 補正書

異議申立人は、上記4の補正命令に対し、平成27年7月27日付けで補正書を提出した。

6 実施機関の不開示理由説明

開示請求に係る自己情報を保有していないため(条例第20条第2項)。

7 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は本件開示請求に対応する自己情報の記録の存在について争っている。

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年津市条例第23号)第7条の規定に基づき、異議申立人及び実施機関による口頭の意見陳述を聴いた上で、本件処分の妥当性について検討した。

異議申立人によれば、両親が学校へ被害状況を申告し、対処を要請したが、学校がこの案件をどのように扱い、どのように教訓が活かされているかを知りたいとして自己情報開示請求及び公文書開示請求を行ったところ、自己情報として保有している記録はなく、公文書としては個人名を特定しない、極めて簡略化された報告書があるだけであった。

学校に相談しているのに、被害の詳細を学校は把握しているはずであり、聴き取り時のメモや職員会議での話し合いの記録、学校長等の業務日誌等、学校現場での記録があつてしかるべきであるにもかかわらず、そうしたものがなく、簡略化された報告書しかないということは、本来あるべき情報が隠されていることと報告を簡略化した事件隠しの2つの側面が考えられる。

学校現場でそうした申告があつた場合、どういうプロセスを経ていくのか、事件の教訓を教育にどう活かしていくのかを、開示請求をしてきちんと知りたいということであつた。

一方、実施機関の意見陳述によれば、請求のあつた自己情報の記録につい

て、両親が教育委員会に相談した際、担当者が聴き取りを行ったが、担当者個人のメモであることから公文書として保存されておらず、また当時の学校からの報告も、学校長から口頭により行われたのみで、その他に個人情報記載された報告は学校から上がってきておらず存在しない、とのことであった。

また今回の請求を受け、学校及び当時の学校長に対して相談記録等につき調査したが、学校内部にも報告書など残っているものはなく、職員会議の会議録でも個人情報の記載は控えていることから、自己情報の記録は存在しない、とのことであった。

ただ、学校等において問題行動があった場合は、それぞれの学校から月ごとにされる教育委員会への報告に事案の概要と学校の対応の記載があり、学校の対応等につき教育委員会の指導が必要な場合はその都度指導を行っているため、個人名の記載された文書が残っていないとも、教育委員会及び学校は問題行動への対処、児童生徒への指導や取組は行っているとのことであった。

当審査会が確認したところ、実施機関の意見陳述のとおり、教育委員会及び学校には、事件発生当時の聴き取りメモ、職員会議の会議録、その他事件に関する報告書など、請求者の特定された自己情報の記録は存在しないことから、不存在を理由とする本件決定はやむを得ないと考えられる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

しかしながら、自己情報の開示請求の僅か1年半前に生徒に生じ、両親が学校及び教育委員会に申告し相談している事件であるにもかかわらず、それに関する記録が学校にも教育委員会にも一切保存されておらず残っていないというのは、公教育を担う機関として、生徒の個人情報の取得、保存、管理の面から見ると極めて不十分な状態にあると指摘せざるを得ない。事件や申告・相談内容の軽重を考慮しつつも、市民の知る権利に応えられるよう、生徒の個人情報の取り扱いに改善を求めたい。

8 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 8月 7日	諮問書の受付
平成27年12月16日	諮問案件の審議並びに異議申立人及び実施機関からの口頭意見陳述

平成28年 1月29日	答申
-------------	----

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	山 川 久仁子